

湖風会「工学部学友会」会則

第1章 総則

名称	第1条 本会は、湖風会「工学部学友会」(以下本会と言う)と称する。
目的	第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、滋賀県立大学(以下県立大学と言う)工学部の発展に寄与することを目的とする。
事業	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 会員と県立大学工学部との連携推進 (2) 会員相互の交流・親睦の連携推進 (3) 県立大学工学部の活動支援 (4) その他本会の目的を達成するための事業

第2章 会員

会員	第4条 本会は、次の会員で組織する。 (1) 県立大学工学部の同窓生及び在学生 (2) 元滋賀県立短期大学(以下元県立短大と言う)機械・紡織科の同窓生 (3) 元県立短大工業化学・化学色染科の同窓生 (4) 元彦根工業専門学校の機械・紡織科又は工業化学・化学色染科の同窓生 (5) (1)～(4)項に関係する教職員で本会に「入会届」を提出した人
賛助会員	第5条 会員以外の個人又は法人で、本会の事業の推進に協力・連携できるものは賛助会員として入会することができる。

第3章 役員等

役員	第6条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会 長：1名 (2) 副 会 長：若干名 (3) 理 事：若干名(学科学年幹事を兼ねることが出来る) (4) 学科学年幹事：各クラス1名 但し、正・副幹事を定め各クラス2名体制とするも可とする。 (5) 会 計：1名 (6) 監 査：1名 (7) 顧 問：若干名
役員を選任	第7条 役員を選任は次の手続きに従う。 (1) 会長：理事の互選又は理事会の推薦した者 (2) 副会長、会計、会計監査は会長が推薦し理事会で選任 (3) 理事：学科学年幹事又はクラス推薦者より理事会で選任 (4) 学科学年幹事：クラスの代表者 (5) 顧問：理事会で推薦された者
役員の仕事	第8条 役員の仕事は次の通りとする。 (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。 (3) 監査は必要に応じて会計監査を行う。 (4) 顧問は会務に関する重要事項について助言する。
役員の任期	第9条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない但し、 (1) 会長の再任は1回とする。 (2) 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (3) 学科学年幹事はクラスに委ねる。

第4章 会議

総会	第10条 総会は2年に1回開催し、「工学部学友会」会員をもって組織する。 (1) 理事会での決議事項（活動実績など）を報告・了承
理事会	第11条 理事会は、第6条に規定する会長、副会長、理事及び監査をもって組織する。 1. 理事会は、次に掲げる事項を審議・執行する。 (1) 役員を選任に関する事項 (2) 事業計画の企画・立案及び執行 (3) 予算及び決算に関する事項 (2) 出席者より、本会の運営に対する意見や提案を聴収 (4) 会則の改廃に関する事項 (5) その他会長が必要と認めた事項 2. 理事会の議長は会長が行う 3. 理事会が必要と認めた者は、会議に出席できる。 4. 全ての会議は、議事録を作成し、会員に公表しなければならない。

第5章 会計

会費	第12条 湖風会「工学部学友会」として会費は徴収しない。
経費	第13条 本会の経費は、湖風会からの助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
監査	第14条 会計年度ごとに決算書を作成し、監査役の会計監査を受けなければならない。

第6章 その他

事務局	事務局は滋賀県立大学内に置く。
施行期日	本会則は、2011年11月20日より施行する。

原案 2011.03.09

一改 2011.05.18 幹事→理事、幹事会→理事会、学年幹事→学科学年幹事

二改 2011.09.10 第7条(2) 会計は会長が推薦し理事会で選任

三改 2012.02.12 第10条(1) 総会の位置づけ 議決機関→報告・了承機関

四改 2012.10.21 第4条(1)～(4)を修正し、教職員の入会を追加、2012.10.21 理事会にて承認

五改 2013.06.23 第6条(4)を修正し、1クラス2名体制も可とする。2013.06.23 理事会にて承認